

富士市子どもの未来サポートプラン(案) パブリックコメントに対する意見及び市の考え方

No.	ページ	意見内容	市の考え方	反映結果
1	38 ・ 47 ・ 60	<p>基本目標2の「子どもの生活支援」について。 富士市で活動することも食堂の状況を把握し、円滑な運営がされていることも食堂とスクールソーシャルワーカーとがつながる仕組みを作っていただきたいです。実際、静岡市では事業化され、同市在住の次女はスクールソーシャルワーカーからつながれた子どもたちの学習支援ボランティアをしています。静岡市にならって、困難を抱えた子ども達を取りこぼさない取組みを事業化してください。</p>	<p>ご指摘の通り、静岡市ではスクールソーシャルワーカーが、ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援につなぐ仕組みが作られておりますが、本市とは規模や体制が異なっております。本市におきましては、今後、静岡市を参考にしながら、学校等による「困窮児童生徒の早期発見と支援体制の整備」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」により、困窮家庭の児童に対し、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携・調整を図り、必要な機関につなぐ仕組みを検討してまいります。 また、こども家庭課におきましては、こども食堂の状況を把握し、「こども食堂交流会の開催」等により、こども食堂と各関係機関との情報共有や連携を行うなど、困難を抱えている家庭の子どもに対する包括的な支援体制の整備を行い、困難を抱えた子どもたちを取りこぼさないよう努めてまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
2	38 ・ 47 ・ 60	<p>児童クラブは、毎日保護者の迎えをお願いしているため、保護者と話をする機会がとても多く、困窮家庭の早期発見がしやすいです。 児童クラブも支援の対象にしていただけたらと思います。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの先生方とも児童クラブでの様子をお伝えし、連携をとっていくことでよりよい支援に繋がります。 児童クラブの職員もケース会議に参加させていただきたい。</p>	<p>「放課後児童健全育成事業運営委託事業」による放課後児童クラブは、学校とは違った環境で子どもや保護者と関わるのできる大切な支援機関の一つと位置付けています。現在も生活困窮等把握された情報は、内容に応じて、市こども家庭課や、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報を共有し、連携して支援に取り組んでいます。 支援を進める中で、課題が生じた場合は、状況に応じてその家庭に関わる関係機関でケース会議を開催し、必要な支援等について検討する場を設けております。これまでも放課後児童クラブの支援員等の参加が必要な際には出席を依頼しておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと考えています。 今後も、市内で活動している様々な団体や機関等との連携・協働を進め、「包括的な支援体制の整備」をしてまいります。</p>	<p>既に盛り込み済み</p>
3	52	<p>ファミリーサポートセンターの送迎は、有料なため、生活困窮世帯は、利用ができません。 助成をお願いしたい。 また、緊急時の対応の検討もお願いしたい。</p>	<p>「ファミリーサポートセンター援助活動利用助成」にあるとおり、ファミリーサポートセンターを利用する方のうち、生活保護世帯やひとり親で児童扶養手当を受給している方などに対し利用料の助成を行っております。 また、ファミリーサポートセンターは事前に会員登録していただき、その後サービスを提供することとなっておりますが、緊急時につきましては、登録日即日利用も可能としておりますので、センターにご相談いただきたいと思います。 今後、ファミリーサポートセンターの利用や助成制度につきましても、広く周知し、身近に支援者がいない場合は、事前に登録を呼びかけるなど、スムーズな利用ができるよう努めてまいります。</p>	<p>既に盛り込み済み</p>

No.	ページ	意見内容	市の考え方	反映結果
4	47	<p>放課後児童クラブを利用する場合、減免措置がありますが、それでも月会費がかかり、利用を諦めている世帯があります。</p> <p>以前、私が勤務する児童クラブでは、生活保護を受けている世帯利用は、現金で保護者が会費を支払い、その領収書を市役所に持っていき助成を受けていました。(月の所得によるそうです)月会費がかかるから利用を諦めている家庭のフォローをお願いしたい。</p>	<p>令和2年度より、市内9小学校区の放課後児童クラブ運営業務を市が選定した運営法人に委託し、市が整備した運営基準により運営していくこととなります。利用料につきましては、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯及び就学援助を受ける世帯などから申請があった場合、減免することとしています。</p> <p>また、生活保護世帯の保護者が就労している場合は、支払った利用料を、収入を得るための必要経費とみなして、実質的に自己負担がないよう保護費の調整をすることがあります。</p> <p>今後、保護者の就労等の理由により、放課後児童クラブの利用が必要な児童が確実に利用できるよう、相談対応をはじめ、運営基準等の周知に努めてまいります。</p>	既に盛り込み済み
5	60	<p>子どもの生活支援の居場所や支援の場所の連絡先やMapをパンフレットにし、児童・生徒をもつ家庭に配布していただけたらと思います。</p>	<p>様々な相談体制が設置されていることを周知するために、SNSの活用等を行います。また、各種支援を周知する方法を見直し、今後は、子どものサポート事業を広く周知・啓発することを目的として、子どもの支援に関するガイドブックを作成し、関係機関や市民に配付いたします。</p>	既に盛り込み済み
6	60	<p>民生委員児童委員との連携を強化するとありますが、民生委員児童委員が地域に存在していることは知っていても、どんな役割をしているのかが周知されていない気がします。(地域によって格差があります)</p> <p>小中学校の先生方とは、年に2回懇談会を行っていますが、保護者とは中々接点がないため、PTA総会に地区民生委員会会長と主任児童委員は、出席させていただき、役割を伝えていく機会をいただきたい。</p>	<p>生活が困窮している世帯を発見した時に支援に迅速につながるようにするための体制のひとつとして、地域で最も身近な相談先である民生委員・児童委員の役割は大きいと考えております。民生委員・児童委員の活動内容につきましては、毎年1回広報ふじに掲載し紹介をしています。各学校で開催されるPTA総会において、地区民生委員・児童委員協議会会長と主任児童委員が出席し、その役割を伝えていく機会を設けることについては、今後の参考とさせていただきます。</p>	今後の参考にするもの
7	60	<p>生活困窮世帯の問題は、行政の相談機関や専門機関や小中学校だけで解決ができるものではないかと感じています。</p> <p>どうして低所得になってしまっているのか、その元を改善していくことが、このプランをさらに充実させていくことではないでしょうか。</p> <p>そのためには、このアンケートの結果とサポートプランを市内の企業経営者の方に知っていただきたいと思います。企業経営もご苦労されていることと思いますが、子ども達が明るい未来を目指し、笑顔で生活できる環境を作っていくためには、保護者が働いている企業にもご協力していただく必要性があります。</p> <p>保護者のいらいらや不安が少しでも改善されていけば、子ども達がおかれている諸問題(虐待、ネグレクト、非行など)も解消されていくでしょう。</p> <p>簡単には、いかないこととは思いますが、よろしく願いいたします。</p>	<p>本計画の内容につきまして、市のウェブサイトに掲載するとともに、SNSの活用等を行い、市民や関係機関・各団体及び企業経営者等にも広く周知し、すべての子どもたちが夢や希望をもてるよう、「子どもの未来サポートプラン」の推進を図ってまいります。</p>	その他